

逗子市コミュニティセンター条例の一部改正（案）の骨子

■ 開館時間（下線部が改正箇所です）

現行	改正後（案）
<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第5条 センターの開館時間は、午前9時から<u>午後9時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>2 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>（1） 毎週火曜日</p> <p>（2） 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)</p> <p>3 前項第1号の休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、同号の休館日とその翌日以後の最初の平日に繰り下げるものとする。</p>	<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第5条 センターの開館時間は、午前9時から<u>午後5時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>